

第8 弁護士と国際化の課題

1 国際化に関する現代的課題

(1) はじめに一国際化への基本的対応

従来、弁護士業務の国際化は国内の業務とかけ離れ、主に涉外弁護士の世界の問題であると認識されていた。しかし、今、世界では、外国の弁護士に対する市場の開放、隣接業種との提携の推進など弁護士業務の「自由化」の議論が盛んになされている。また、広告制限・弁護士報酬規制などの弁護士会の内部規則を撤廃し、法律サービス市場に競争原理を導入するべきであるという主張もされている。WTOのGATS交渉では、専門職のライセンス及び資格の自由化について討議され、同様の議論が米国やEUとの二国間交渉のなかでもされている。さらに、金融商品取引法や独占禁止法などの「法制度の急激な世界標準化」の流れも感じることができる。

こうした弁護士職に関連する世界における動きは、司法改革の議論の中で、そのまま我が国に影響を与えている。

2001（平成13）年6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書でも、我が国の法曹も、弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務体制の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化への要請への配慮等により、国際化への対応を強化すべきであり、また日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うべきであると述べられている。こうした意見は大いに傾聴するに値するもので、弁護士は臆することなく国際化に乗り出すべきである。しかし、他方、グローバルスタンダードが特定の強国のスタンダードとならないように慎重に見極めるべきであり、我が国独自の文化や社会制度にも配慮したバランスのとれた国際化を目指すことが望まれる。

他方、弁護士の「コアバリュー（根源的価値）と直接相克する制度の導入」も実施されている。依頼者の秘密保持義務に関わるマネー・ローンダリング規制がその典型であり、現在の法律では弁護士に疑わしい取引の報告義務を課されてはいないが、今後、再度議論される可能性があり、今後の動向を注視する必要がある。さらに、英国では弁護士への苦情の増大を背景に「弁護士団体の自治への警鐘」となるようなクレメンティ報告が政府に提出され、2007（平成19）年には弁護士に対する苦情処理などの機能を弁護士会から独立の機関に移す法律サービス法が成立し、弁護士の懲戒権を弁護士会から独立したリーガル・サービシーズ・ボード（LSB）に帰属させた。

こうした世界及び国内の動きを、間近に感じるときに、私たちが取り組むべきいくつかの課題が見えてくる。

第1に、弁護士業務の国際化に迅速に対応することである。国際社会において弁護士業務の自由化をめぐる流れは、WTO体制の下で急速に進展している。自由化の行き着くところ、相手国で与えられた資格を自動的に自国でも有効なものとして認めるという「相互承認」の原則がとられ、外国で得た弁護士資格を我が国において自動的に認めなければならないという事態になる可能性さえある。現在、WTO交渉はとん挫しているが、交渉が進展することになれば、我が国の弁護士制度・業務に大きな変革を迫ってくることが予測される。他方で、法律サービスはFTA等の二国間の貿易交渉の中でも取り上げられ、FTA交渉で後れをとっている我が国において、法律サービスの面でも却って国際競争力を減殺されてきつつある。我々はこのような問題に関し弁護士会全体として危機意識を持ち、情報を共有化する必要がある。日弁連では2011（平成23）年に中小企業海外展開ワーキンググループを立ち上げて海外に進出する中小企業に会員が助言する制度を立ち上げた。

また、2012（平成24）年には関係省庁も参加している海外展開総合支援協議会を通じた弁護士の海外展開も検討を開始した。

第2に、弁護士の多様な国際活動の支援を強化することである。外務省などへの任期付公務員制度の推進、国際機関への就職の斡旋、法整備支援に関わる弁護士の育成などをさらに充実させていくことが必要である。世界の国々には、未だ法の支配（Rule of Law）が十分機能していない国や貧困問題から司法へのアクセスの実現にほど遠い国も多い。このような中で、日本の弁護士が積極的に国際協力や支援活動に参加し、現場でこれらの実現に貢献することが望まれる。

第3に、弁護士が法の支配に奉仕するプロフェッションとしての存在であることを再確認することである。社会の隅々まで弁護士のサービスが行き渡り、司法へのアクセスが容易になることを実現するために、さらに努力する必要がある。

第4に、情報の収集と効果のある施策を実行するために、外務省・法務省等とも連絡を密にし、弁護士の独自性等の観点から自由化の内容を合理的なものにする努力を展開し、米国法曹協会（ABA）、欧州弁護士会評議会（CCBE）、国際法曹協会（IBA）、ローエイシア等の内外の法曹団体とも協力をはかっていくべきである。

最後に、国際問題が国内問題に直接影響するという意識をもって、弁護士の自治を強化し、弁護士が社会からより信頼されるように努力することが必要である。例えば、事後規制の世の中にあって、弁護士の綱紀懲戒事案や紛議調停事案をどれだけ迅速かつ公正に処理することができるかが課題である。さらに、弁護士の専門化・多様化のニーズにどれだけ応えることができるか、弁護士会として取り組むべき施策を早急に構築し実施する必要がある。そして、日本司法支援センターを充実、発展させるなどして弁護士の公益活動を推進し、法の支配に奉仕する弁護士がより増えるための取組みも積極的に行う必要がある。

以下、関連する具体的な問題について述べる。

（2）国際化による弁護士制度・業務への影響

ここでは、国際化のもたらす弁護士制度・業務への影響に関する問題点として、①世界貿易機構（WTO）等における自由職業サービスの国際的規制緩和の問題、②主に巨大国際会計事務所との提携を問題点とする異業種間共同事業（Multidisciplinary Practice or Partnership、いわゆるMDP）の問題、及び③新事業体（Alternative Business Structure、いわゆるABS）の問題を取り上げて論じる。

① WTO等における国際的規制緩和

国境を越えたサービス業へのニーズが著しく増加したことから、1986（昭和61）年に始まったGATTウルグアイ・ラウンドでは、従来の関税等の物の取引に関する障壁の撤廃にとどまらず、弁護士業務を含むサービス関連業も自由化交渉の対象に追加し、サービス貿易を国際的な共通ルールで規律するための条約として、GATS（サービス貿易に関する一般協定）が1995（平成7）年1月に発効した。我が国が同年に外弁法を改正して強制的相互主義を任意的相互主義に改めたのは、最恵国待遇を基本とするGATSの原則に合致させるためであった。

サービス貿易を含む貿易を律する法的な拘束力を持つ新たな国際機関である世界貿易機構（WTO）の下で、弁護士業務はGATSに組み込まれ、その自由化交渉はGATSを枠組みとして進められることになった。GATSは多国間条約であるので、WTO加盟国はGATSの改正など新たな協定が締結された場合にはその内容と異なる法令（例えば弁護士法や外弁法など）を改正すべき国際的な義務を負うことになる。このように、WTO体制は、従前のGATT体制と比してその法的重みを著しく増しているといわなければならない。

WTOの現在のラウンドは、2001（平成13）年11月にドーハで開催された閣僚会議で開始が宣言されたドーハ・ラウンドと呼ばれているが、そのドーハ・ラウンドではサービス貿易一般協定（GATS）によるリーガルサービス貿易を含むサービス貿易のいっそうの自由化を求めている。

WTOの自由職業サービス作業部会（WPPS）は、国際化が最も容易な会計サービスの分野から着手し、1997（平成9）年5月に「会計分野の相互承認協定又は取決めの指針」（資格の相互承認ガイドライン）を、1998（平成10）年には、「会計分野の国内規制に関する法律（多角的規律）」を採択した。この規律は現時点では法的拘束力はないが、新ラウンドの終結までに、自由職業サービス全般の規律とともにGATSの一部として法的拘束力のあるものにすることが合意されている。1999（平成11）年4月に開催されたWTOのサービス貿易理事会は、自由職業サービス全体の規律作成作業を急ぐため、自由職業サービス部会を発展的に解消し、新たに「国内規制作業部会（WPDR）」を設置した。同作業部会はサービス全体に関わる資格要件・手続、免許要件・手続、技術上の基準の規律などを作成する任務が与えられている。したがって、2000（平成12）年からのドーハ・ラウンド終了後には、我が国の弁護士を含む自由職業を拘束する自由職業サービスの国内規制に関する法律が作成される可能性が高い。

新ラウンドは、2005（平成17）年1月に終結する予定であったが、多くの国が反対したことから未だ終結しておらず、2006（平成18）年11月のAPEC首脳によるWTOに関する独立宣言で交渉再開を求めたことを契機に、ラミー事務局長がジュネーブにて事務レベルでの交渉再開を宣言したが、農業問題を中心に妥結にいたらず、現在も交渉中である。

② MDP—巨大国際会計事務所 of 法律業務への進出

巨大国際会計事務所が本来の会計監査や税務監査からコンサルティングへと範囲を広げ、MDPを通じて、法律サービスの分野に進出し、各国弁護士会にとって大きな脅威となっている。我が国では、弁理士、税理士、司法書士などの隣接業種との異業種提携の動きが見られるが、国際的には巨大国際会計事務所がその組織力・資金力・政治力・ネットワークなどを駆使して次々と弁護士事務所を買収しその傘下におさめ、MDPを通じて法律業務を行うという現象が起きた。

MDPの問題点は、①弁護士倫理上、弁護士は独立であるべきであるが、大資本を背景とした巨大国際会計事務所との共同化によりこの独立性が損なわれるおそれがあること、②会計事務所は、透明性の確保から一定の依頼者の業務について開示することを前提とした業務を行うのに対し、弁護士は依頼者の秘密を厳格に守らなければならない義務を負っていること、③会計事務所の利益相反基準が弁護士のそれより緩やかであり両者はなじまないこと等があげられており、いずれも重要な論点である。また、巨大国際会計事務所が法曹の市場に参入した場合、急激に多くの弁護士を雇用することが予想され、そうした弁護士の雇用市場への影響も懸念される場所である。

以上の問題を解決しない限り、MDPを認めることは原則としてできないと考える。ただし、実際に税理士、弁理士及び司法書士との事業の共同化を様々な形で行っている弁護士事務所があり、こうした現象には、その認められる範囲を限定するなどの処置が必要である。

もっとも、エンロンなどの一連の会計事務所の不祥事事件が起きて以降、MDPに対する規制緩和の動きは下火になっている。

③ ABS

ABSは、法律サービスについて他の事業体の資本参加（所有）を認めようとするものである。英国の法律サービス法は非法律家が法律事務所の25%までの所有を認め、2011（平成23）年後半には完全な所有の自由も認めようとしている。例えば、スーパーマーケットが法律事務所を所有して、各店舗で法律相談をすることが議論されている（テスコというスーパーマーケットが設置している）。このような法律事務所の所有の自由化は、オーストラリアでも解禁されている。

これに対して欧州の弁護士会（CCBE）は、弁護士の独立や守秘義務・利益相反などの点から否定的な見解を公表しているが、そうした点については所有者の利益に優先するという制度を保障することで対応できる

とする意見もある。法律事務所の所有の自由化の問題は、実際の事業を共同化するMDPと並んで、世界の弁護士会が考えなければならない問題である。

(3) 日弁連の対応

日弁連では、弁護士の国際化の問題は主に外国弁護士及び国際法律業務委員会を中心に議論されているが、2011（平成23）年度には、国際パートナーシップ（International Partnership）の是非を主に議論する国際法律業務の発展及び在り方に関する検討WGが設置されて弁護士が外国の法律事務所のパートナーになることができるか、外国の弁護士が日本の法律事務所のパートナーになることができるか、という論点を議論するとともに、これからの国際法律業務の在り方について議論を重ねている。

2 外国弁護士の国内業務問題

(1) 外弁法改正の経緯

2001（平成13）年6月に発表された司法改革審議会意見書で、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・共同を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである」との意見が提起された。

これ以前にも、例えば2001（平成13）年3月30日に閣議決定された規制改革推進3カ年計画で、日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士との包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるように検討することとされ、2002（平成14）年中に結論を出すこととなっていた。また、2001（平成13）年10月の日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく米国からの要望も、①外国弁護士と弁護士との提携の自由化、及び②外国弁護士による弁護士の雇用解禁に的を絞る内容となり、さらに同時期に出された欧州委員会からの対日規制改革優先提案でも上記①及び②を強く求める内容となった。こうした背景が、それまで司法制度改革審議会ですれほど議論されていなかった外弁問題が同審議会意見書に盛り込まれた由縁であると推測できる。

以上の状況下において、政府の司法改革推進本部における国際化検討会の議論も2002（平成14）年初頭から始まり、上記の①及び②の問題について精力的な議論がなされた。国際化検討会では、渉外的または総合的（M&A、プロジェクトファイナンス、証券化等）な法律サービスを、外弁の専門性を生かしてユーザーに使いやすくすべきであり、また雇用問題については共同事業の緩和は当然に外国法事務弁護士による雇用に結びつくという意見が強かった。日弁連は、当初特定共同事業（外国法事務弁護士事務所と弁護士の事務所を分離して共同化を認めた制度）を行うことのできる事業目的の緩和で臨もうとしたが、その意見が通ることではなく、また外弁による雇用禁止だけは確保しようとしたものの、実現することはなかった。

以上の審議の結果、外弁法の改正案が起案され、同改正案は2003（平成15）年7月18日に成立し、同月25日に公布された。主な改正点は、①特定共同事業以外の形態による弁護士・外国法事務弁護士の共同事業禁止（外弁法49条2項、49条の2）の解禁、②外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止（外弁法49条1項）の解禁、③外国法事務弁護士に許容された職務範囲を超えて法律事務をしてはならない（つまり日本法を扱ってはならない）という規制（外弁法4条）及び外国法事務弁護士による弁護士の業務に対する不当関与の禁止（外弁法49条の2第3項）の明文化である。

同改正法は、2005（平成17）年4月1日に施行され、前年11月の臨時総会で可決した日本弁護士連合会の会則・会規も施行された。改正法が成立する際には、外弁が弁護士との共同事業や弁護士の雇用により日本法などの職務外法律事務を取り扱うことがないように十分配慮すること、という付帯決議が衆参両院でなされており、これに対応する会規の改正が行われた。

これとは別に、弁護士法の改正に伴い、外弁にも公職などへの就任の届出制が認められ、2004（平成16）年4月から実施された。

また、外弁に対しても法人の設立（外弁法人）を認めようという議論が、米国を中心とした外国政府からの要請でなされ、その過程で外弁と弁護士が共同で社員となる混合法人についても日弁連で議論がなされた、2010（平成22）年3月18日の理事会で、それらを認める基本方針が採択された。このうち、2014（平成26）年の外弁法改正で外国法事務弁護士法人が導入されることとなった（混合法人も導入が議論されている）。

なお、2014（平成26）年12月5日開催の日弁連臨時総会において、外国法事務弁護士制度を創設する制度改正が承認された。

2016（平成28）年12月1日現在、日弁連に登録している外国法事務弁護士の数は413名である。東京の中堅法律事務所（50～100名）には上記の外国法共同事業の法律事務所が散見されるようになってきた。

(2) 今後の展望

巨大な資本力のある英米の弁護士事務所のさらなる進出を許容すれば、日本法の益々の英米法化を促進し、国選弁護等の公共的役割を担う日本の弁護士の育成にも問題を生じかねず、ひいては日本の法文化への悪影響も懸念されるところである。これに対して、外国の弁護士事務所のさらなる進出が日本の弁護士の国際競争力を強化するとの意見もある。他方で、英米を中心とした法律業務が我が国で拡大することは、弁護士業務の拡大・専門化の促進につながるとの意見もある。

このような状況の中で、日本法は日本の法曹資格を持っている者だけが携わることができるという資格制度の基本を前提としつつ、秩序ある国際化のもとで、我々弁護士は、本当の意味で我が国の司法作用の向上のための弁護士の国際化を考えなければならない。隣国韓国の弁護士会は国際化に精力的に取り組んでいるが、我が国も組織的にこの問題に取り組むべきである。

3 国際司法支援

(1) はじめに

1990年代の後半から、発展途上国を中心とする外国への我が国のODAとして、基本法の起草や法律家の養成といった司法の根幹に対する援助活動が行われてきた。

2008（平成20）年1月30日、首相官邸で開催された第13回海外経済協力会議の合意事項として「我が国法制度整備支援に関する基本的考え方」が策定・公表され、2009（平成21）年4月1日付けで基本方針が発表された。

このような動きの中で、日弁連は、我が国の法律家が海外で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1995（平成7）年から活発な活動を展開してきた。

そして、2009（平成21）年3月18日、「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」が日弁連理事会において決議された。

(2) 日弁連による国際司法支援の基本方針

ア 基本理念

日弁連は、その国際司法支援活動の基本理念として、日本国憲法の基本理念である基本的人権の保障と恒久平和主義及び法の支配の実現を旨とする。

イ 基本方針

日弁連の国際司法支援活動実施に当たっては、上記基本理念の実現を目的とし、政治的不偏性と中立性に留意するとともに、活動プロセスにおいて、市民の自立支援・カウンターパートとの協働・フォローアップ評価の実施・参加する会員の安全に特に留意することとしている。

(3) 日弁連及び弁護士法の整備支援活動の経緯と展開

ア カンボジア王国

日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関係する同活動が一番長い歴史を有している。また、その支援形態も、国際協力機構（JICA）のODAプロジェクトに参画するケース、日弁連独自にプロジェクトを提案して資金を得て実施するケースの2類型にわたる。また、その支援内容も、カンボジア王国の民法及び民事訴訟法の立法作業、裁判官、検察官、弁護士等の研修（トレーニング）、クメール語文献の資料供与等司法支援全般にわたる。したがって、カンボジア王国への司法支援活動は、日弁連にとって一つのモデルケースとなり得るものである。以下、具体的活動を簡潔に説明する。

(ア) JICAプロジェクトへの参画・協力

日弁連では、1996（平成8）年から2000（平成12）年までJICAが主催するカンボジア法律家に対する本邦での研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。

また、JICAは、1999（平成11）年3月からJICAの重要政策中枢支援・法制度整備支援プロジェクトを開始し、同国の民法及び民事訴訟法の起草、立法化、普及並びに人材育成に協力している。日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会及び事務局に会員を派遣するとともに、カンボジア司法省及び弁護士会に対し、これまで10名の会員がJICA長期専門家として赴任している。

(イ) 日弁連独自のプロジェクトーカンボジア王国弁護士会に対する協力活動

日弁連では、日弁連独自のNGOプロジェクトを企画・実施している。

2000（平成12）年度から始まったJICAの小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、2001（平成13）年7月からプロジェクトが開始された。同プロジェクトは、カンボジア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士継続教育セミナーの開催及び法律扶助制度の制度提案をおこなった。弁護士継続教育セミナーについては、当時JICAの重要政策中枢支援プロジェクトで起草中であった同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計4回のセミナーが実施された。また、同時期にカナダ弁護士会及びリヨン弁護士会がカンボジア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、3弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。そして、法律扶助制度については、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボジア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査及び将来の提言を行なった。現地で東南アジアの弁護士を招聘し、国連人権高等弁務官の地域代表の参加も得て、アジア法律扶助会議を開催し、その結果、カンボジアの法律扶助制度に資金が拠出されるなど一定の成果を得ることができた。

さらに、日弁連は、2002（平成14）年9月から3年間の期間、JICAからの委託事業（開発パートナー事業）として「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し、先の小規模パートナーシップ事業から引き続いてカンボジア王国弁護士会に対して支援を行なった。プロジェクトの上位目標は、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の養成」及び「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」とした。具体的な活動としては、①2002（平成14）年10月開講の弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）への技術支援、②同校で行われるリーガルクリニックへの技術援助、③現在の弁護士に対する継続教育支援、④女性弁護士の養成を通じたジェンダー問題に対する技術支援の4つを柱とした。

さらに、日弁連のカンボジア弁護士会に対するそれまでの支援活動が評価され、2007（平成19）年12月からは、同支援が、新たにJICAの重要政策中枢支援法制度整備プロジェクトの一環として位置づけられ、2010（平成22）年6月まで、日弁連がJICAから委託を受けて、弁護士養成校を支援した。具体的には、弁護士に対する民法及び民事訴訟法セミナー（継続教育）並びに弁護士養成校におけるセミナーを短期専門家派遣により実施し、民法及び民事訴訟法の普及活動・人材育成支援を行なった。また、同プロジェクト専属の長期専

門家として現地に駐在した会員1名を中心に民事訴訟法ワーキングチームが設置され、将来弁護士養成校の教官となることが期待される人材を育成した。

カンボジアでは、2002（平成14）年に弁護士養成校が開講するまで弁護士養成制度が存在せず継続的な新しい弁護士の登録がなかったところ、2002（平成14）年から2010（平成22）年まで日弁連がカンボジア王国弁護士会に対して弁護士養成校の支援を行った期間に、合計359名の新たなカンボジア弁護士を養成した。なお、このプロジェクトでは、3年間で延べ100人程度の弁護士を現地に派遣し、国際司法支援に携わる弁護士の育成にも貢献したといえる。その後も、弁護士養成校では毎年50名から60名の新規弁護士を養成しており、カンボジアでの法の支配の礎となっている。日弁連は、その後も毎年弁護士養成校で、弁護士倫理、国際取引法などの講義を担当している。

イ ベトナム社会主義共和国

ベトナムの法制度整備に関するJICAの重要中枢技術支援活動でも、同プロジェクトの国内支援委員会に委員を派遣し、またJICA現地長期専門家としてこれまで合計9名の弁護士が勤務している。さらに、同国でのJICA主催のセミナー及び本邦での研修に、多くの弁護士が講師として参加してきた。

ベトナムのプロジェクトも、民法などの立法支援と法曹養成に分かれる。2003（平成15）年末からは、日弁連も参加して法曹養成のプロジェクトも開始されている。また、2009（平成21）年6月に、ベトナム弁護士連合会（日弁連に匹敵する地方の単位会を統一する国の弁護士会、略称VBF）が設立され、その代表を日本に招聘して研修・交流を行い、その後毎年同弁護士会から研修員が訪日し、日弁連で単位弁護士会の運営などの研修を受けている。日弁連はVBFと2013（平成25）年に友好協定を締結し、東弁も2017（平成29）年に友好協定を締結した。

ウ ラオス

日弁連では、2000（平成12）年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。

JICAの同国に対する国際司法支援プロジェクトに協力し、長期専門家としてこれまでに合計3名の会員が現地に派遣された。また、法務総合研究所からの要請によるラオスなどの研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数は近年増加しつつあるもののいまだに約200名である。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索し、2011（平成23）年9月に調査団を派遣した。なお、2010（平成22）年4月より4年間の予定で新たにJICAプロジェクトとして「法律人材育成プロジェクト」が開始され、会員2名が長期専門家として赴任している。また、2012（平成24）年から、公益財団法人東芝国際交流財団の助成を受け、ラオス司法アクセス会議（2012〔平成24〕年9月）を開催したことを皮切りに、その後も毎年、司法アクセスの改善や弁護士養成制度の改善を目的に、現地セミナーや本邦研修などの活動を行っている。2016（平成28）年には、新たに設立された司法研修所の弁護教官の研修を日本で実施し、本年も弁護教官支援活動を継続している。

エ モンゴル

モンゴルでは、JICAの弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、合計3名の会員がJICA長期専門家として、現地で勤務してきた。また、2007（平成19）年1月には同国で開催された国際人権条約セミナーに会員2名が講師として派遣された。2011（平成23）年から2015（平成27）年までは、調停をテーマに、JICAの本邦研修を日弁連が受託して実施し、同国での調停制度の導入に寄与した。さらに、2013（平成25）年からは、モンゴル弁護士会のメンバーに対する本邦研修（但し渡航費及び滞在にはモンゴル側が負担）をも実施している。

オ インドネシア

インドネシアでは、2007（平成19）年からJICAの和解調停強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成及び調停人の育成プロジェクトを実施し、現在は終了している。

カ 中国

中国のプロジェクトは2008（平成20）年に開始された。中国の民事訴訟法及び仲裁制度の改善について協力するプロジェクトで、日弁連からは委員を派遣し、また現地にもJICA長期専門家として会員1名が赴任している。

キ ネパール

内戦を経たネパールに対し、JICAプロジェクトとして2009（平成21）年から民法起草支援が実施されているが、2010（平成22）年より会員1名が、2013（平成25）年からは同2名が、長期専門家として現地に赴任している。

ク アジア弁護士会会長会議（POLA）

アジアにおける弁護士会の会長会議が毎年開かれ、本年で26回目を迎えた。第1回及び第10回の会議は日弁連が主催し、同会議の情報センターとしての役割を日弁連が担っている。同会議では、アジアで起こっている法曹界全体の問題について幅広く討議し、人的交流の場ともなっているが、日弁連が国際司法支援を実施する上での情報収集にも役立っている。

ケ 個別プロジェクト

日弁連では、2004（平成16）年から毎年海外技術者研修協会（AOTS）の本邦研修事業に応募して、特にアジアの途上国（上記の各国の他、ウズベキスタン、東ティモール、インドなど）から法曹を招聘して、競争法、国際仲裁、コーポレートガバナンスなどをテーマに研修を実施してきた。また、日弁連は、国際法曹協会（IBA）・シンガポール弁護士会・及びJICAとの共催により、2007（平成19）年10月にシンガポールで司法へのアクセスに重点を置いた途上国弁護士会能力強化支援プログラムを実施した。さらに、2008（平成20）年10月には、マレーシア弁護士会との共催で、マレーシアのクアラルンプールで、アジア途上国から弁護士を招聘して、「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催し、開催後は日弁連英文ホームページに、各国の司法アクセスに関する資料を掲載した。同会議は、日弁連も関与のもと、今後も継続的な開催が予定されている。その後、2010（平成22）年にブリスベンで第2回の「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議が、2011（平成23）年には東京でJICAの枠組みでアジア司法アクセス会議が、2014（平成26）年にはカンボジアで第3回「司法アクセスと弁護士の役割」に関する国際会議が開催された。

コ 日弁連会員による活動

さらに、日弁連の活動とは別に、日弁連の会員が国際司法支援活動に参加している例も多い。

例えば、日本国内でのアジア開発銀行セミナーなどに対する講師派遣の他、これまで日弁連の会員が、国際開発法研究所（IDLI）のマニラオフィスで職員として勤務したこともある。また、欧州復興開発銀行（EBRD）にはこれまで合計3名の会員がその法務部に勤務し、模範担保法の起草等に関与した。東ティモールに国連ボランティアの一員として長期滞在し、支援協力活動に従事している会員もいた。JICAのウズベキスタン破産法プロジェクトに現地で専門家として参加した会員もいた。また、カンボジアの総選挙の監視活動に参加した会員もいる。また、国際的なNGOや国内のNGOに参加して活躍している会員もいる。

サ 今後の展開

日弁連は、今後国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくことを検討している。

日弁連は、International Bar Association（IBA）の団体会員として、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。2007（平成19）年には、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての国際司法支援活動を実施することを目的として、IBAが助力して設立されたInternational Legal Assistance Consortium（ILAC）の正式団体会員となり、2009（平成21）年3月には、国連民主主義基金からの助成資金により、イラクの弁護士に対する国際人権法・人道法のトレーニングプロジェクトをIBAと共に実施した。本年5月にはILACの年次総会が東京で開催され、紛争下にあるシリアの法曹に対する支援活動などが報告された。

（4）日弁連による支援体制整備

日弁連では、上記のような活動の広がりに対応し、かつ有意で適任の人材を派遣できるように組織・人・資金面での基盤整備を行っている。また、アジア地域の弁護士会との交流を深め、国際司法支援の分野でも有効な協力活動を行う努力もしている。以下、詳述する。

ア 国際交流委員会国際司法支援センター（ILCC）

国際交流委員会では、部会としての国際司法支援センターを設置し、国際司法支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体でのプロジェクトを実施している。

イ 日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度

日弁連は、国際司法支援活動に参加する会員のプールとして、1999（平成11）年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」（登録制度）を設立した。日弁連は、数々の会員の派遣に対する要請に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する会員間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から会員の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦することになる。今後は、同制度の登録会員を増やすと共に、専門分野ごとの類型化などのより効率的なデータベース化を目指している。

ウ 国際司法支援に関する研修会

日弁連では、若手会員が国際司法支援活動の分野に参加する導入として、「次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修」と題する連続研修講座を2012（平成24）年と2015（平成27）年に行った。今後も、新たに参加する会員を増やすための研修等を予定している。

エ 国際協力活動基金

国際司法支援も活動資金がなければ充実した活動はできない。日弁連の活動は、会員からの会費によるのが原則であるが、国際司法支援活動については、先に述べたJICA開発パートナーシップ事業のように外部からの資金を利用できる場合がある。そのためには、事業の会計が一般会計とは切り離されて管理され、その処理が透明でなければならない。そこで、日弁連では、2001（平成13）年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで国際司法支援活動資金が管理されている。

4 国際機関への参画

多様な領域への弁護士の参画、業務分野の拡大、国際化、法律専門家としての国際社会への貢献等の観点から、日本の弁護士が国際機関において法律専門家としての役割と活動を積極的に担っていくことが望まれる。

こうした国際機関には、国連の諸機関及び専門機関（国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕、国連開発計画〔UNDP〕、国連児童基金〔UNICEF〕、国際労働機関〔ILO〕、世界知的所有権機関〔WIPO〕等を含む）や、国際刑事裁判所（ICC）、ハーグ国際私法会議、世界貿易機関（WTO）、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、経済協力開発機構（OECD）等、多様な機関があり、弁護士が法律専門家として求められる職場やプロジェクトは多い。

これまでも日弁連の会員弁護士が、こうした国際機関に職員として勤務した例や、専門家としてプロジェクトに関わった例、インターンとしての経験を積んだ例はあるが、その数はまだ少ない。日弁連では、国際機関人事情報セミナーやホームページ上の情報提供コーナーを通じて、国際機関における法律関連職務や応募の資格、応募の手続き等に関する情報提供を行ってきたほか、国際機関での勤務を希望する弁護士のための外務省によるロースター（登録）制度を発足させ、また「国際機関就職支援リストサーブ」登録者に国際機関の人事情報その他関連情報をメール送信する取組みを行っている。さらに、国連難民高等弁務官事務

所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、国際協力機構（JICA）、国際労働機関（ILO）、外務省が司法修習の選択修習の受け入れを行っている。

国際機関への参画については、まだ実例が少ないが、法科大学院制度の下で多様な経歴を有する新しい法曹が増えてきていることや弁護士の業務の拡大についての意識が高まっている中で、関心を持つ弁護士、司法修習生、法科大学院生は少なくない。国際機関における勤務やプロジェクトへの参加は、弁護士の多様な職務形態の一つであると同時に、日本の弁護士の国際化、国際競争力の強化という観点からも極めて重要である。

このような視点を共有する外務省や法務省との共催により、国際機関での勤務を含む国際分野での法曹としての活躍を目指す法律家のためのセミナーが2010（平成22）年から毎年実施されている。

また、2014（平成26）年4月には、日弁連に国際業務推進センターが設置され、国際機関等における弁護士の任用促進、養成、弁護士への支援活動を行うことが同センターの活動の1つとして位置付けられた。2016（平成28）年には同センター内に国際公務キャリアサポート部会が設置され、国際公法連続講座が開催されて30名を超える会員が参加した。その実績を踏まえて国際公務のアドバイザー制度・メーリングリストが開設されて弁護士が国際機関で勤務することの支援をしている。

今後は、これまでに日弁連が行ってきた活動の継続に加え、国際業務推進センターを中心に、さらに国際機関での勤務やインターンの経験がある弁護士のネットワーク化、外務省や法務省、大学との協力連携の強化等、日本の弁護士の国際機関への参画の拡大に向けた戦略的な取組みを模索し、推進していくことになる。